

## 新座市パブリック・コメント手続条例の解説

### (目的)

第1条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### 【運用・解釈】

- 1 パブリック・コメント制度の目的は、市民等の多様な意見を市政に反映させることであるが、この制度の実施により、施策等の立案から最終的な案の決定に至った過程が公開され、市民の意見に対する市の考え方が公表されるので、施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上が図られるものである。
- 2 今まで各部署の判断で、パブリック・コメント制度に類似した手法を用いた例はあるが、この条例の制定により、全庁共通の統ルールとして制度化されることとなる。
- 3 この制度は、あくまでも計画等の案の内容をより良いものにするために、市民から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではない。この制度においては、多数意見も少数意見も一意見として扱う。

### (パブリック・コメント手続)

第2条 市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対して市民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見等の概要、市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

### 【運用・解釈】

- 1 一般的に条例中の用語の使い方を説明している定義規定にとどまらず、本規定は、市が新たに設ける制度であるとの位置付けを明確にする意図がある。

### (定義)

第3条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 【運用・解釈】

- 1 この制度を市政全般に適用させるため、議決機関である議会や審査機関（公平委員会、固定資産評価審査委員会）を除く市の機関すべてをこの制度の実施機関に位置付ける。なお、水道事業管理者は、市長としての実施機関に含まれる。
- 2 教育委員会の事務に係る条例についての実施機関については、地方自治法第149条の規定により条例の提案権は市長に専属するので、市長となる。
- 3 本市に在住・在勤・在学者、在事務所、納税義務者、利害関係者を「市民等」と定義し、パブリック・コメント手続の「意見等を提出できるもの」に位置付ける。

（パブリック・コメント手続の対象）

第4条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等（以下「施策等」という。）の策定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

(2) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

#### 【運用・解釈】

- 1 行政の効率性を考えると全ての施策などについて、この制度を実施することは困難であるので、市民の生活に重大な影響を与えるような施策などに限定してこの制度を実施するものである。
- 2 具体的な案件がこの制度に定める手続を取るべき対象であるかどうかについては、個別の計画等をこの制度の趣旨に照らし、その性格、内容等に応じて市長決裁において決定する。
- 3 「市の基本的な制度を定める条例」とは、「行政手続条例」「情報公開条例」など、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいう。ただし、部設置条例、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは、該当しない。
- 4 「市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当する。
- 5 前記4において「金銭徴収に関する条項」を適用除外としたのは、財政に与える影響について十分な検討のないまま負担軽減を求める意見が多く提出され、容易に修正すると財政的基盤を揺るがすおそれがあるとした地方自治法第74条第1項のたし書（注）の直接請求の対象外事項の趣旨は、介護保険料等、金銭徴収に関する条項一般にも及ぼすことが適当であるため、金銭徴収に関する条例（金銭徴収に関する条項のみ）をパブリック・コメント手続の対象外としたものである。
- 6 「基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、総合計画（基本構想・基本計画）

など市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針など名称を問わない。

- 7 公共事業や公共施設などの事業実施計画的なものは、成熟度が高く、実施レベル的なものでもあり、その前段の基本計画等の方針策定段階でパブリック・コメント手続を実施すべきであると考えてるので、本市では制度の対象とはしない。
- 8 「市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」の制定・改正の場合、本手続の対象を当該部分だけに限って差し支えないが、市民等が当該案を理解するための関係資料を併せて公表するものとする。
- 9 「市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」の改正の場合、当該部分の改正がない場合には、第5条（適用除外）の「(1)迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの」に規定する「軽微なもの」（制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わない条項の移動や用語の整理等）に該当するので、本手続の対象外である。
- 10 制定・改廃の方法・内容について、国・県等による指示や指導があり裁量の余地のない場合、法令等に定められていて裁量の余地のない場合も本手続の対象外である。
- 11 計画等の中間評価や見直しにおける目標値の変更については、市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向に影響を与えることから、パブリック・コメント手続の対象となる。

（適用除外）

第5条 次に掲げるものについては、この条例の規定を適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

【運用・解釈】

- 1 「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、意見等の提出期間を短縮してパブリック・コメント手続を実施することも困難である場合をいい、事務の遅延など策定機関の都合によることまでを許容するものではない。
- 2 「軽微なもの」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わない条項の移動や用語の整理等をいい、計画等の中間評価や見直しにおける目標値の変更については、市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向に影響を与えることから、パブリック・コメント手続の対象となる。
- 3 制定・改廃の方法・内容について、国・県等による指示や指導があり裁量の余地のない場合、法令等に定められていて裁量の余地のない場合も本手続の対象外である。
- 4 法定縦覧手続など、案の公表、市民等の意見提出が法令で定められている場合は、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することで、パブ

リック・コメント手続を実施したこととするものである。

(法令で公聴会の開催、縦覧・意見書の提出が予定されている例)

①都市計画の決定（都市計画法）

- ・都市計画の原案作成段階での公聴会による住民の意見の反映
- ・都市計画の案の縦覧（2週間）時の意見書の提出制度（提出された意見の要旨を踏まえ都市計画審議会で審議）

②土地区画整理事業計画の縦覧及び意見書の提出

③地区計画等の案（新座市地区計画等の案の作成手続に関する条例）

④緑の基本計画の策定（都市緑地法に縦覧・意見書の提出手続を規定）

（施策等の案の公表等）

第6条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の趣旨及び目的並びに施策等の案を作成した経緯
- (2) 施策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

【運用・解釈】

1 計画等の案を公表するに当たっては、市民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、市民等にとってのわかりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供する。

2 「市民等が当該施策等の案を理解するために必要な関連資料」とは、以下に掲げるものをいう。

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は改定にあたっては、上位の計画等の概要

ウ 施策等の実施により生じることが予測される影響の程度及び範囲

エ その他必要な資料

3 条例案についてパブリック・コメント手続を実施する場合は、「条文形式」ではなく、市民にわかりやすいように「条例案要綱」又は「骨子等」によるものとする。

4 パブリック・コメント制度の実施に当たっては、広く市民等に周知することが重要であるので、計画等の案及び資料等を、実施機関の指定する場所として当該計画等の案の所管課、情報公開総合窓口（総務課内）及びにぎほっとぷらざ・各公民館・コミュニティセンターの窓口に加えるとともに、市ホームページに掲載することとする。また、これ以外にも、広報にぎほへの案の概要等や予告の掲載、報道機関への発表などの多様な方法での周知に努めることとする。

- 5 案及び公表資料が、相当量に及ぶ場合に、その全てを市ホームページや広報に  
いざ等に掲載することは、行政効率の面から不相当と思われるので、その場合は、  
活用する公表方法すべてにおいて、案及び公表資料全体を添付する必要はない。  
この場合は、案及び公表資料全体の入手方法を明確にして、周知することとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、施策等の案及び前条第2項各号に掲げる資料（以下「施策  
等の案等」という。）の公表の日から1か月の期間を設けて、施策等の案につい  
ての意見等の提出を受けなければならない。ただし、1か月の期間を設けるこ  
とができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。  
この場合においては、当該施策等の案の公表の際その理由を明らかにしな  
なければならない。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他の市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

【運用・解釈】

1 施策等の策定は、法令改正に伴うもの、社会環境の変化に対応するためのもの、  
予算成立によるもの等、様々な要因によって行われる。例えば、要因と  
なった法令改正がその施行までに十分な準備期間が設けられていない場合、この  
条例の規定に基づくパブリック・コメント手続を実施して施策等の策定をすると、  
法令の施行に間に合わなくなるおそれがある。このようなやむを得ない理由があ  
る場合には、意見等の提出期間が1か月を下回ることを認めるとするものである。  
ただし、この場合は、適切なパブリック・コメント手続を行えなかった説明責任  
を果たすために、施策等の公表の際に、やむを得ない理由についても併せて公表  
しなければならない。

なお、この特例は、施策等の策定期間が適切な事務処理を行っているにもかかわらず、1か月以上の意見等の提出期間が設けられないことが前提であって、事務の遅延など策定機関の都合によることまでを許容するものではない。

第7条第1項のただし書の意見提出の期間の短縮と第5条の緊急を理由とするパブリック・コメント手続の省略との違いは、緊急の度合いによるものであり、意見等の提出期間を短縮してパブリック・コメント手続を実施することも困難である場合は、第5条の適用除外の方法によることになる。

2 意見の提出方法は、窓口への持参、郵便、電子メール、ファクシミリ等とし、案の公表の際に明示することとする。

3 市民等が意見を提出する際には、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることから、原則として、意見を提出した者の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地

等)を明らかにして行うこととし、案の公表に際しては、その条件を明示することとする。

- 4 提出に使用する言語は、日本語を基本とするが、他の言語を提出に使用する言語として定めた場合は、日本語訳の添付を求めることができることとする。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、新座市情報公開条例(平成13年新座市条例第4号)第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容

- 3 第6条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

【運用・解釈】

- 1 実施機関は、提出された意見を考慮して、意思決定を行うものであるが、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された多様な意見を十分考慮して、その上で判断するということがパブリック・コメント制度の趣旨である。
- 2 パブリック・コメント制度は、計画等の案の賛否を問うためのものではないことから、賛否の結論だけを示した意見については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はないが、そのような意見があったことは、公表する必要がある。
- 3 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど適宜整理・工夫をして公表することができる。
- 4 実施機関の考え方を公表する際の方法は、案を公表する場合に準じることとするが、実施機関の考え方を示すにあたっては、市民等にとってのわかりやすさを重視することとする。
- 5 提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害する恐れのある情報等のような公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 6 市民の市政への参画を促進するために、条例第8条第2項の規定による意見等の概要等の公表の補助的手段として、「条例第7条の規定により意見等を提出した市民等に対して、原則として書面による回答を行うこと」とする。この際、大量の意見等が提出された場合には、適宜、実施機関の判断により当該回答を省略できるものとし、その旨を条例第8条第2項に基づく公表の際に併記するものとする。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、第6条か

ら前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、施策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで施策等の策定の意思決定をすることができる。

【運用・解釈】

- 1 附属機関等（いわゆる審議会をいう。）の答申等を受けて意思決定をする場合、附属機関等がこの条例に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて市が意思決定を行うときには、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えられることから、改めてこの条例の定める手続を経ないで意思決定をすることができる。

（参 考）

地方自治法第138条の4第3項…普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

【運用・解釈】

- 1 各パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況を一覧にすることにより、いつどこでどのような案件についてパブリック・コメント手続を行っているのかを市民が一覧で知ることができる。
- 2 案件の一覧表には、案件名、意見の募集期間、計画等の案等の入手方法、問い合わせ先等を記載する。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。